

議案第61号

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年6月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市印鑑条例の一部を改正する条例

磐田市印鑑条例（平成17年磐田市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「いい」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち）」に、「同じ」を「この項及び次条において「個人番号カード等」という」に、「代えて個人番号カード」を「代えて個人番号カード等」に、「第3項」を「前項」に改める。

第10条の2中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ</p> <hr/> <p>。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カードを提示して申請することができる。この場合において、第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をした後において、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下この項及び次条において「個人番号カード等」という。）の交付を受けている印鑑登録者が、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提示に代えて個人番号カード等を提示して申請することができる。この場合において、第2項及び前項の規定にかかわらず、市長は、公的個人認証法第38条第1項の規定による確認をした後において、当該申請をした者に対し、印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(民間端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第10条の2 第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）において、個人番号カード等又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条</p>

現行	改正案
<p>の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用して、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>	<p>の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用して、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p>